

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則 (昭和59年12月27日公安委員会規則第6号)

最終改正:平成30年6月12日公安委員会規則第7号

改正内容:平成30年6月12日公安委員会規則第7号

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

昭和59年12月27日公安委員会規則第6号

改正

昭和61年6月27日公安委員会規則第5号
平成4年3月17日公安委員会規則第8号
平成11年2月23日公安委員会規則第1号
平成12年3月31日公安委員会規則第3号
平成18年3月17日公安委員会規則第3号
平成18年4月28日公安委員会規則第10号
平成22年3月30日公安委員会規則第8号
平成27年12月28日公安委員会規則第13号
平成30年6月12日公安委員会規則第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

(住居専用地域等の制限外地域)

第1条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年神奈川県条例第44号。以下「条例」という。)第2条第1項第1号の規定による規則で定める風俗営業の種類に応じた地域は、次のとおりとする。

(1) 別表第1に掲げる地域において営む旅館・ホテル営業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。)の施設における風俗営業(ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第8条に規定する営業を除く。)当該地域における住居専用地域及び住居地域

(2) 前号に掲げる風俗営業以外の風俗営業 商業地域の周囲30メートル以内の住居地域
(営業延長許容地域)

第2条 条例第3条第2項の規定による規則で定める地域は、別表第2に掲げる地域とする。

(特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置許容地域)

第3条 条例第14条の規定による規則で定める地域は、別表第2に掲げる地域とする。

(酒類提供飲食店営業に係る住居地域の制限外地域)

第4条 条例第16条の規定による規則で定める営業を営むことができる地域は、商業地域の周囲30メートル以内の住居地域とする。

(管轄区域に風俗環境保全協議会が置かれる警察署)

第5条 条例第17条の規定による規則で定める警察署は、次に掲げる警察署とする。

- (1) 神奈川県加賀町警察署
- (2) 神奈川県伊勢佐木警察署
- (3) 神奈川県川崎警察署

附 則

1 この規則は、昭和60年2月13日から施行する。

2 風俗営業等取締法施行条例施行規則(昭和39年神奈川県公安委員会規則第2号)は、廃止する。

附 則(昭和61年6月27日公安委員会規則第5号)

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(平成4年3月17日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成11年2月23日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月17日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則(平成18年4月28日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日公安委員会規則第13号)

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則(平成30年6月12日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

別表第1（第1条関係）

横浜市港北区のうち

綱島西二丁目、綱島東一丁目及び綱島東二丁目

相模原市緑区与瀬

鎌倉市のうち

長谷一丁目、長谷二丁目及び長谷三丁目

藤沢市のうち

片瀬三丁目、片瀬海岸一丁目、片瀬海岸二丁目、片瀬海岸三丁目、江の島一丁目及び江の島二丁目

逗子市のうち

逗子一丁目、逗子二丁目、逗子五丁目、逗子六丁目及び新宿一丁目

三浦市のうち

三崎町城ヶ島、南下浦町上宮田及び南下浦町菊名

秦野市鶴巻

足柄下郡湯河原町、箱根町及び真鶴町

別表第2（第2条、第3条関係）

横浜市中区のうち

相生町、曙町（一般国道16号の東側及び5丁目を除く。）、伊勢佐木町（7丁目を除く。）、太田町、尾上町、黄金町、末広町、末吉町（4丁目を除く。）、住吉町、長者町（1丁目から5丁目までを除く。）、常盤町、野毛町（3丁目及び4丁目を除く。）、羽衣町（一般国道16号の東側を除く。）、初音町（県道218号の西側を除く。）、花咲町（2丁目及び3丁目を除く。）、日ノ出町（県道218号の西側を除く。）、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、弁天通、本町（一般国道133号の北側を除く。）、真砂町（1丁目を除く。）、港町（1丁目を除く。）、南仲通、宮川町（3丁目を除く。）、吉田町及び若葉町

川崎市川崎区のうち

砂子、駅前本町、小川町、東田町、堀之内町、本町（一般国道409号の北側を除く。）、南町及び宮本町